

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年11月1日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.senryaku.metro.tokyo.jp/ict/number.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	東京都立特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって東京都教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号)別表第1の13の項 東京都立特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)であって東京都教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱第1条第2項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条第2項 就学奨励事業は、教育基本法第4条に規定する教育の機会均等の趣旨に則り、保護者等が負担すべき経費について、その負担能力の程度に応じた軽減を図り、もって特別支援教育を普及奨励することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱(昭和61年東京都教育長決定)